

広島県告示第八百七号

平成十二年広島県告示第六百五十号（広島県暴走族追放の促進に関する基本方針）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

前文中「を継続的に受け」を「により解散し」に、「世代交代を繰り返し、存在し続けている」を「再結成を繰り返すものがある一方で、世代交代や新規結成を図るものがある。また、近年は、非行少年（刑罰法令を犯し、又は犯すおそれのある少年をいう。）及び非行少年の集団（以下「非行少年グループ」という。）が暴走族の予備的存在となっていることが散見されることから、暴走族追放のためには、非行少年及び非行少年グループ（以下「非行少年グループ等」という。）の対策も併せて推進することが必要不可欠である」に、「を是正し」を「から」に改める。

一の3中「暴走族へ」を「暴走族及び非行少年グループ（以下「暴走族等」という。）へ」に、「暴走族から」を「暴走族等から」に改め、同3を同4とし、同2の次に次のように加える。

3 非行少年グループ等が暴走族の予備的存在となっている現状

二中「学校、職場などに働き掛け、暴走族に関する少年たちの意識調査を行い、その実態を踏まえた上で適切な対策を講じる」を「暴走族等追放に関する各種の施策を通じて、暴走族等への加入の防止について徹底を図る」に改め、「このほか、県は、暴走族追放に関する各種イベントなどの開催を通じて、暴走族への加入の防止について徹底を図っていくものとする。」を削る。

三中「かかわり」を「関わり」に、「取組み」を「取組」に改め、「である。」の下に「また、非行少年グループ等が暴走族の予備的存在となっていることから、少年を非行少年グループから離脱させる取組も必要である。」を加え、「暴走族からの離脱希望者」を「暴走族等からの離脱希望者」に、「暴走族から完全」を「暴走族等から完全」に、「暴走族からの離脱者」を「暴走族等からの離脱者」に、「暴走族からの完全」を「暴走族等からの完全」に、「暴走族への」を「暴走族等への」に改める。

四の1中「広島県暴走族」の下に「・少年非行防止」を加え、「暴走族対策」を「暴走族等の対策」に改め、同2中「暴走族への加入の防止及び暴走族からの離脱の促進に関する」を「相談業務及び」に改め、同3中「暴走族」を「暴走族等」に改め、同4を次のように改める。

4 公園管理者、道路管理者等に対する要請など

本県の暴走族は、暴走行為を行うほか、特異な服装で集会を開催し、県民に多大な不安感と恐怖感を与えている現状にある。県は、条例第九条及び第十条の規定に基づき公園、駐車場など暴走族が常習的に集合する場所の管理者及び道路管理者が講じる措置について助言、要請及び情報提供に努めるものとする。

また、県は、非行少年グループ等が暴走族の予備的存在となっていることから、非行少年グループ等の情報提供にも努めるものとする。

四の5中「市町村」を「市町」に、「暴走族」を「暴走族等」に改め、同6を同7とし、同5の次に次のように加える。

6 少年非行防止対策の総合的な推進

暴走族を追放するためには、非行少年グループ等の対策はもとより、全ての少年が非行少年となることを防止することが必要である。

県は、保護者や、警察、学校、職場などの関係者と連携し、規範意識の向上、補導活動及び立直り支援等に取り組むものとする。